

報，海上保安庁の海岸局によるナブテックス放送，NHKによるラジオの漁業気象通報等によって，海上の気象実況及び予報・警報や沿岸及び外洋波浪，海面水温，海流，海氷等の実況及び予想に関する情報を提供した。

また，平成19年12月から，火山現象に関する海上予報・警報の提供を開始した。

イ 船舶気象通報

沿海岸域を航行する船舶や操業漁船等の安全を図るため，全国各地の主要な岬の灯台等125か所において局地的な風向，風速等の気象・海象の観測を行い，その現況を無線電話，テレホンサービス又はインターネット・ホームページで提供する船舶気象通報業務を行った。

イ 気象・海象に関する知識の普及等

海難防止に関する講習会等に職員を派遣するなど，機会をとらえて気象・海象に関する知識の普及や技術指導を行うとともに，エルニーニョ現象等の動向に関する情報を報道機関を通じて周知した。

3 高齢社会に対応した旅客船ターミナル等の整備

高齢者，障害者等も含めたすべての利用者が旅客船，旅客船ターミナル，係留施設等を安全かつ身体的負担の少ない方法で利用・移動できるよう，段差の解消，視覚障害者誘導用ブロックの整備等を推進しており，平成19年度は，石垣港等で船舶乗降時の潮位差による段差の解消を図る浮棧橋等の整備を推進し，施設のバリアフリー化を行った。

第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

1 海難防止思想の普及

海難を防止するためには，船舶運航者をはじめとする海事関係者やマリナーレジャー愛好者等の海難防止思想の普及・高揚並びに海難防止に関する知識・技能の習得及び向上を図ることが重要であることから，訪船指導や海難防止講習会等を通じて，海事関係法令の周知徹底や安全運航の励行等について指導した。

また，平成19年7月16日から31日までの間，「気象・海象の早期把握と適切な対応」を重点事項に掲げて官民一体となった全国海難防止強調運動を実施し，海事関係者のみならず広く国民に対して海難防止を呼びかけた。さらに，各管区海上保安本部では，台風による海難の防止，霧多発時期における海難の防止，自動操舵装置使用中の居眠りによる海難の防止等地域の特性を踏まえた地方海難防止強調運動を実施した。

2 民間組織の指導育成

海難防止思想の普及と海難防止対策の一層の実効を期すためには，海事関係者等自らが主体となった活動が必要不可欠であり，海難防止を目的とする各種民間団体が中核母体となった活動を活発に推進することが重要であることから，日本海難防止協会や小型船安全協会，日本海洋レジャー安全・振興協会等の民間団体の行う活動が積極的かつ円滑に推進されるよう，その指導・育成の強化に努めるとともに，海難防止に関する民間組織の充実強化を図った。

3 海難の原因究明結果の活用

海難審判の結果明らかになった個々の海難の原因や実態について，テーマごとに詳細な分析を行い，同種海難の防止策を提言する「海難分析集」を始め，海難事例と防止策を紹介する定期情報誌，外国人船員向けに我が国周辺海域特有の海難事例を紹介する英語版の情報誌を発行し，海事関係者等に広く提供

エルニーニョ現象

太平洋東部赤道域のペルー沖から日付変更線にかけての広い海域で，海面水温が平年に比べて高い状態が1年程度続く現象。逆に，同じ海域で海面水温が平年より低い状態が続く現象はラニーニャ現象と呼んでいる。

した。また、これらを活用し、海難防止に関する講習会等を関係機関・団体と連携のうえ実施し、海難防止思想の普及に努めた。

4 外国船舶に対する情報提供等

我が国周辺海域の地理や気象、航法等に不案内な船員が乗り組んでいる外国船舶の海難を防止するため、我が国周辺の気象・海象の特性、同情報の入手方法、ふくそう海域における航法及び航路標識の設置状況等について、外国語によるリーフレットを配布するなどして、周知徹底を図るとともに、気象・海象情報の適切な入手や荒天時における早期避難等について指導を実施した。

特に冬季日本海においては、近年、木材流出事故が多発していることから、外交ルートを通じて木材流出事故防止について関係国へ申し入れを行ったほ

か、11月を指導強化月間として日本海側の港に入港する木材運搬船に対して集中的に周知・指導を実施した。

5 台風等特異気象時における安全対策の強化

台風等特異気象時における海難を未然に防止するため、最新の気象・海象情報の早期把握や荒天時における早期避難等の適切な対応について指導を行う等、安全対策の徹底を推進した。また、平成18年10月に大型貨物船の座礁事故が相次いだ鹿島港では、関係行政機関等で構成する「現地連絡会議」において再発防止策の検討を行い、低気圧接近に伴う避難勧告基準の新設や低気圧接近時における連絡体制の確立などを策定した。平成19年においては、避難勧告を4回発令し再発防止に努めた。

第3節

船舶の安全な運航の確保

1 船員の資質の向上

「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(STCW条約)に対応し、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭26法149)に基づく海技士試験の際、一定の乗船実務経験を求めつつ、最新の航海機器等に対応した知識・技能の確認を行うとともに、5年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習の受講等を要求することにより、船舶職員の知識・技能の最新化を図った。

また、内航海運における船員不足、即戦力化に対応するため、(独)海技教育機構と(独)航海訓練所との連携により、一般高等学校卒業者等を対象とした、6級海技士養成のための課程を新設するなど、船員教育訓練の充実に努めた。

さらに、船舶の安全な運航を確保し海難事故の未然防止等を図るため、船員法(昭22法100)に基づき、発航前検査の励行、操練の実施、航海当直体制の確保、救命設備の使用法に関する教育・訓練等について指導を行うとともに、これらの適確な実施を徹底するため、運航労務監理官による監査を行った。

2 船舶の運航管理等の充実

運航労務監査の強化

適切な船舶の運航管理の強化や船員の労働環境の整備等を通じた航行の安全を確保するため、全国の地方運輸局等に配置された運航労務監理官は旅客船・貨物船等を対象として、海上運送法、内航海運業法等に基づく監査を行うとともに、監査手法の改善と体制の充実に努め、その強化を図った。また、事業者の安全統括管理者及び運航管理者に対する研修等を実施し、安全意識の向上と海難防止に向けた取組の改善等を推進した。

重大事故発生時の再発防止対策

重大事故が発生した場合は、運航労務監理官による迅速かつ機動的な監査を実施し、原因の究明、安全管理体制の再構築や運航管理の徹底に向けた法令に基づく関係者の処分や指導、全国における同種事故の再発防止対策等を実施している。例えば、平成19年7月に発生したクレーン船と橋梁・送電線との接触事故を受け、クレーンを安全な位置に保持させるべく航海の際の船長の遵守事項を見直し、同年12月に「船員法施行規則」を改正し(20年1月施行)、